

中国測絵法について

(2017 年 11 月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本調査レポートは、日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所が現地法律事務所科楽欧投資諮詢（上海）有限公司北京分公司に作成委託し、2017 年 11 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび科楽欧投資諮詢（上海）有限公司北京分公司は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび科楽欧投資諮詢（上海）有限公司北京分公司が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・北京事務所
E-mail：PCB@jetro.go.jp

JETRO

内容

一.	はじめに	1
二.	測絵法についての概説.....	1
第 1	測絵法について.....	1
第 2	測絵法 2017 年改正について	7
第 3	周辺法について.....	8
三.	企業における留意点	10
1.	資質を有しないにもかかわらず、測絵活動に従事すること	10
2.	問題のある地図（電子地図を含む）を使用すること	11
3.	備考（測絵資質を有する企業における留意点）	11

中国測繪法について

一. はじめに

中国では、地理的・空間的情報の取得および利用が厳しく制限されており、当該制限を代表する法律が「中華人民共和国測繪法」¹（以下、「測繪法」）である。中国の国家測繪地理情報局は、毎年、前年度の測繪（測量製図）関連の法律違反の典型事例を公表している²ところ、そこには外国人による測繪法違反の事例も挙げられている。これらの違反事例の中には、自国では問題がないために、中国においても問題がないとの誤った認識の下で行われたものも含まれると思われる。

本稿では、測繪法についての正しい認識を有するべく測繪法について概説し、企業において留意すべき点を紹介する。

二. 測繪法についての概説

第1 測繪法について

測繪法は、測繪の管理を強化し、測繪事業の発展を促進し、測繪事業が経済建設、国防建設、社会の発展および生態の保護に寄与し、国の地理情報の安全を守ることを目的として制定された（法³第1条）。以下では、企業および企業の従業員が重視すべき関連条項について、概説する。

¹ 主席令第67号、1992年12月28日公布、1993年7月1日施行、一次改正2002年8月29日公布、2002年12月1日施行、二次改正2017年4月27日公布、同年7月1日施行

² 下記国家測繪地理情報局のウェブページより、公表事例を確認することができる。

<http://www.sbsm.gov.cn/zwgk/xzcf/>

³ 以下条文引用においては、測繪法を「法」と略称する。

1 総則（第一章）

(1) 測絵法の適用範囲

適用範囲については、「中華人民共和国の領域および中華人民共和国が管轄するその他の海域において測絵活動に従事する場合、本法を遵守しなければならない」と規定されている（法第2条）。

(2) 測絵の定義

測絵法は、「測絵」について、「自然地理要素または地表人工施設の形状、大きさ、空間的位置およびその属性などについて測定、採集、叙述する活動、ならびに取得したデータ、情報、成果について処理および提供を行う活動を指す」と定義している（法第3条）。

ここで注意すべきことは、測定を行う行為だけではなく、取得したデータ等を処理および提供する活動も測絵に含まれる点である。近時、地図と連動させて便利なサービス・機能をユーザーに提供するアプリケーション等が盛んに開発されている、その際、アプリケーション等で使用する中国の地図のデータを加工（処理）する場合、当該行為が、測絵に該当すると判断される可能性があるので注意が必要である。

(3) 外国の組織または個人による中国での測絵活動

外国の組織または個人が中国で測絵活動に従事する場合について、測絵法は、以下の二つの条件を設けている（法第8条）。

- ① 国务院の測絵地理情報主管部門と軍隊の測絵部門との共同承認を受け、かつ中華人民共和国の関連する法律、行政法規の規定を遵守しなければならない。
- ② 中国の関連部門または機関と提携して行わなければならない、かつ国家機密に触れてはならず、および国の安全を脅かしてはならない。

なお、外国から中国国内への投資プロジェクトを分類した「外商投資産業指導目録」⁴においては、一般的な測絵従事会社は制限類に分類され、中外合弁かつ中国側の持分

⁴ 国家発展改革委員会、商務部令 2017 第 4 号、2017 年 6 月 28 日公布、同年 7 月 28 日施行

支配でなければ設立できないとされており（制限類 30）、さらに、一部の測絵業⁵については禁止類に分類され、投資が禁止されている（禁止類 17）。

2 測絵資質・資格（第五章）

測絵資質・資格の章では、国が測絵活動に従事する組織に対しては、測絵資質管理制度を、および測絵活動に従事する専門職に対しては、専門職資格証制度を実行する旨を規定している。

まず、測絵活動に従事する組織は、法によりしかるべき等級の測絵資質証書を取得しなければならず、そのような組織が具備すべき基本条件は、次のとおりである（法第 27 条第 2 項）。

- ① 法人資格を有すること。
- ② 従事する測絵活動に適した専門技術者を有すること。
- ③ 従事する測絵活動に適した各種機器および施設を有すること。
- ④ 整備された技術および品質の保証システム、安全保障措置、情報の安全・
秘密保持の管理制度ならびに測絵成果および資料・記録の管理制度を有すること。

また、測絵資質の等級（甲、乙、丙、丁の四等級に区分される）によって従事することが認められる測絵の範囲が異なることに鑑み、測絵法第 29 条では、①測絵組織が資質等級により認められる範囲を超えて測絵活動に従事すること、②測絵組織がほかの測絵組織の名義により測絵活動に従事すること、③測絵組織が自組織の名義により測絵活動に従事することを、ほかの組織に許可することを禁止する旨を規定している。

次に、測絵活動がかなり高い専門性を備えていることに鑑み、測絵活動に従事する専門技術者は、しかるべき専門職資格条件を具備しなければならないこと、測絵人員が測絵活動を行う際には、測絵作業証を所持しなければならないことが、規定されている（法第 30 条、第 31 条）。

⁵ 具体的には、「大地測量、海洋測絵、測絵航空撮影、地上移動体を用いた測量、行政区域境界線の測絵、地形図、世界行政区画地図、全国行政区画地図、省級以下の行政区画地図、教育用全国地図、教育用地方地図および立体地図の作成、ナビゲーション電子地図の作成、地域別地質マッピング、鉱山地質、地球物理、地球化学、水文地質、環境地質、地質災害、地質リモートセンシング等の調査」が挙げられている。

3 測絵成果（第六章）

測絵法は、測絵成果に対しても以下のような規範を設けている。

- ① 国は測絵成果の集約提出制度を実行する（法第 33 条第 1 項）。
- ② 国は法により測絵成果の知的財産権を保護する（法第 33 条第 1 項）。
- ③ 測絵成果保管組織は、測絵成果の完全性および安全を保障する措置を講じなければならない（法第 34 条第 2 項）。
- ④ 基礎測絵成果および国の投資により完了した、その他の測絵成果を政府の意思決定、国防建設および公共サービスに用いる場合、無償で提供しなければならない。それ以外の場合、測絵成果については法により有償使用制度を実行する。ただし、各クラスの人民政府および関連部門ならびに軍隊は防災・減災、突発事件への対応、国の安全などの公共の利益の保護の必要により、無償で使用する（法第 36 条）。
- ⑤ インターネット地図サービス提供者は、法により審査・承認を受けた地図を使用し、地図データの安全管理制度を確立し、安全保障措置を講じ、インターネット地図への追加内容に対する照合・校正を強化しなければならない（法第 38 条第 2 項）。

4 監督管理（第八章）

監督管理の章では、国家機密に該当する地理情報および個人情報について以下の規定を設けている（法第 47 条）。

① 機密にかかわる地理情報の保護

地理情報の産出、保管、利用組織は、国家機密に該当する地理情報の取得、保有、提供、利用の状況について登録を行った上で長期保存し、トレーサビリティ管理を実行しなければならない。従事する測絵活動が国家機密に該当する地理情報の取得、保有、提供、利用にかかわる場合、秘密保持に関する法律、行政法規および国の関連規定を遵守しなければならない。

② 個人情報保護制度の確立

地理情報の産出、利用組織およびインターネット地図サービス提供者は、ユーザーの個人情報を収集、使用する場合、法律、行政法規の個人情報の保護に関する規定を

遵守しなければならない。

5 法的責任（第九章）

法的責任の章では、測絵法違反となる一連の行為について詳細な罰則を規定している。以下では、企業および企業の従業員が重視すべき関連違法行為について挙げる。

対象行為	罰則	条文 ⁶
<u>外国の組織または個人が承認を受けずに、または中国の関連部門、機関と提携せずに、無断で測絵活動に従事する行為</u>	違法行為の停止命令、違法所得、測絵成果および測絵手段の没収、ならびに 10 万元以上 50 万元以下の過料の併科 <u>情状が重い場合</u> 、50 万元以上 100 万元以下の過料の併科、期限を定めての出国または国外退去 <u>犯罪を構成する場合</u> 、法により刑事責任追及	51
<u>測絵資質証書を取得せずに、無断で測絵活動に従事する行為</u>	違法行為の停止命令、違法所得、測絵成果の没収、および測絵約定報酬の 1 倍以上 2 倍以下の過料の併科 <u>情状が重い場合</u> 、測絵手段の没収	55 I
欺罔手段により測絵資質証書を取得して測絵活動に従事する行為	測絵資質証書の取り上げ、違法所得および測絵成果の没収、測絵約定報酬の 1 倍以上 2 倍以下の過料の併科 <u>情状が重い場合</u> 、測絵手段の没収	55 II
資質等級により認められる範囲を超えて測絵活動に従事する行為	違法行為の停止命令、違法所得、測絵成果の没収、測絵約定報酬の 1 倍以上 2 倍以下の過料、かつ営業停止・是正命令または測絵資質等級の引き下げ <u>情状が重い場合</u> 、測絵資質証書の取り上げ	56①
ほかの測絵組織の名義により測絵活動に従事する行為	違法行為の停止命令、違法所得、測絵成果の没収、測絵約定報酬の 1 倍以上 2 倍以下の過料、かつ営業停止・是正命令または測絵資質等級の引き下げ <u>情状が重い場合</u> 、測絵資質証書の取り上げ	56②
自組織の名義により測絵活動に従事することをほかの組織に許可する行為	違法行為の停止命令、違法所得、測絵成果の没収、測絵約定報酬の 1 倍以上 2 倍以下の過料、かつ営業停止・是正命令または測絵資質等級の引き下げ	56③

⁶ 本表においては、測絵法の条文を条文数のみで表示している。また、項数はローマ数字（「I」、「II」など）、号数は囲み数字（「①」、「②」など）で表示している。

	情状が重い場合、測絵資質証書の取り上げ	
<u>測絵専門職資格を取得せずに、無断で測絵活動に従事する行為</u>	違法行為の停止命令、違法所得、測絵成果の没収、<u>その者が在籍する組織</u>に対して違法所得の 2 倍以下の過料 情状が重い場合、測絵手段の没収 <u>損失をもたらした場合</u>、法により賠償責任の負担	59
測絵プロジェクトの出資者が期限を過ぎても測絵成果を集約提出しない行為	再測量に必要となる費用の 1 倍以上 2 倍以下の過料	60
<u>作成、出版、展示、掲載、更新された地図またはインターネット地図サービスが地図の管理に関する国の規定に合致していない行為</u>	行政処罰、行政処分 <u>犯罪を構成する場合</u>、法により刑事責任の追及	62
地理情報の産出、保管、利用組織が国家機密に該当する地理情報の取得、保有、提供、利用の状況について登録、長期保存を行っていない行為	警告、是正命令、20 万元以下の過料の併科	65 I
地理情報の産出、保管、利用組織が国家機密を漏洩する行為	営業停止・是正の命令、測絵資質等級の引き下げまたは測絵資質証書の取り上げの併科 <u>犯罪を構成する場合</u>、法により刑事責任の追及	65 I
測絵法の規定に違反して国家機密に該当する地理情報を取得、保有、提供、利用する行為	警告、違法行為の停止命令、違法所得の没収、違法所得の 2 倍以下の過料の併科 直接に責任を負う主管者および直接の責任を有するその他の者については、法により処分 <u>損失をもたらした場合</u>、法により賠償責任の負担 <u>犯罪を構成する場合</u>、法により刑事責任の追及	65 II

第2 測絵法 2017 年改正について

測絵法の 1 次改正から 15 年という時間が経過し、この間の経済・社会の急速な発展に対応するために、本年に測絵法の改正が行われた。

今回の改正の主な特徴としては、2015 年に改正された「国家安全法」⁷、2016 年に公布され、2017 年に施行された「サイバーセキュリティ法」⁸などに続き、国の安全の強化を意識した条文の改正ないしは追加がなされたことが挙げられる（法第 1 条、第 14 条、第 27 条、第 36 条、第 38 条、第 46 条、第 47 条）。そのうち、例えば、国家機密に該当する地理情報については、測絵法第 47 条において、「地理情報の産出、保管、利用組織は、国家機密に該当する地理情報の取得、保有、提供、利用の状況について登録を行った上で長期保存し、トレーサビリティ管理を実行しなければならない」こと、「従事する測絵活動が国家機密に該当する地理情報の取得、保有、提供、利用にかかわる場合、秘密保持に関する法律、行政法規および国の関連規定を遵守しなければならない」ことが新たに追加されている。

また、インターネット地図サービスという 15 年前は想定されていなかったサービスを対象にした条項である、測絵法第 38 条「インターネット地図サービス提供者は法により審査・承認を受けた地図を使用し、地図データの安全管理制度を確立し、安全保障措置を講じ、インターネット地図への追加内容に対する照合・校正を強化し、サービスの質を向上させなければならない」の追加や、罰則の強化（過料金額の引き上げ（測絵法第 51 条、第 52 条、第 60 条、第 61 条、第 64 条）、「測絵手段の没収」および「測絵成果の没収」の追加（測絵法第 55 条、第 59 条））などがなされている。

⁷ 主席令第 29 号、1993 年 2 月 22 日公布、同日施行、最終改正 2015 年 7 月 1 日公布、同日施行

⁸ 主席令第 53 号、2016 年 11 月 7 日公布、2017 年 6 月 1 日施行

第3 周辺法について

測絵法には多くの関連する法律法規が存在する。主なものを分類すると以下のとおりである。

分類	主な法律法規
地図の審査および地図の管理に関するもの	・「地図管理条例」⁹ ・「地図審査管理規定」¹⁰ ・「公開する地図の内容の表示に関する若干の規定」¹¹
インターネット地図サービスに関するもの	・「地図管理条例」(第5章) ・「インターネット地図の管理業務を強化することについての国家測絵局の通知」¹² ・「インターネット地図サービス資質の管理業務をさらに強化することについての国家測絵地理情報局法規・業界管理司の通知」¹³ ・「インターネットサービス組織による地図の使用を規範化することについての国家測絵地理情報局、中央サイバーセキュリティおよび情報化リーダーチーム事務局の通知」¹⁴
電子ナビゲーション地図の管理に関するもの	・「電子ナビゲーション地図の管理に関する規定についての通知」¹⁵ ・「ナビゲーションテスト活動の性質の認定に関する問題についての国家測絵局事務局の返答書」¹⁶ ・「測絵活動の画定および測量用GPSに関する問題についての国家測絵局の回答書」¹⁷ ・「地図ナビゲーション測位製品の一元的な監督管理業務をさらに強化することについての国家測絵地理情報局の通知」¹⁸

⁹ 国务院令第664号、2015年11月26日公布、2016年1月1日施行

¹⁰ 国土资源部令第34号、2006年6月23日公布、同年8月1日施行

¹¹ 2003年5月9日公布、同日施行

¹² 国測図発[2009]6号、2009年12月28日公布、同日施行

¹³ 国測管発[2011]60号、2011年11月23日公布、同日施行

¹⁴ 国測図発[2016]2号、2016年7月26日公布、同日施行

¹⁵ 国測図字[2007]7号、2007年11月19日公布、同日施行

¹⁶ 測弁[2007]19号、2007年4月3日公布、同日施行

¹⁷ 国測函[2007]23号、2007年3月13日公布、同日施行

¹⁸ 国測図発[2012]1号、2012年6月12日公布、同日施行

測絵資質および等級区分基準に関するもの	・「測絵資質管理規定（2014 改正）」¹⁹ ・「測絵資質等級区分基準（2014 改正）」²⁰
中国国外の機構または個人の中国での測絵資質に関するもの	・「測絵成果管理条例」²¹ ・「外国の組織または個人の中国での測絵管理暫定弁法（2011 改正）」²² ・「測絵資質の審査における中方マジョリティに関する問題についての国家測絵局事務局の返答書」²³
機密にかかわる地理情報データの監督管理に関するもの	・「測絵管理業務における国家機密の範囲についての規定」²⁴ ・「機密にかかわる地理情報データの活用・安全・監督管理を強化することについての国家測絵局の通知」²⁵ ・「機密にかかわる測絵成果の管理業務をさらに強化することについての国家測絵局の通知」²⁶ ・「電子ナビゲーション地図データの秘密保持・管理業務をさらに強化することについての通知」²⁷
測絵地理情報業信用管理システムに関するもの	・「測絵地理情報業信用管理弁法」²⁸ ・「測絵地理情報業信用指標システム」²⁹

¹⁹ 国測管発〔2014〕31号、2014年7月1日公布、同年8月1日施行

²⁰ 国測管発〔2014〕31号、2014年7月1日公布、同年8月1日施行

²¹ 国务院令 469号、2006年5月27日公布、同年9月1日施行

²² 国土资源部令第52号、2011年4月27日公布、同日施行

²³ 測弁〔2009〕91号、2009年8月15日公布、同日施行

²⁴ 国測弁字〔2003〕17号、2003年12月23日公布、同日施行

²⁵ 国測信発〔2009〕2号、2009年10月20日公布、同日施行

²⁶ 国測成字〔2009〕3号、2009年3月11日公布、同日施行

²⁷ 測弁〔2012〕26号、2012年4月16日公布、同日施行

²⁸ 国測管発〔2015〕57号、2015年12月3日公布、2016年1月1日施行

²⁹ 国測管発〔2015〕57号、2015年12月3日公布、2016年1月1日施行

三. 企業における留意点

外国企業ないしは在中国の外資企業（企業の従業員を含む）においては、いかなる行為が測絵に該当するかについて正しい認識がないことにより、日常の経営において測絵に関する法律法規違反行為が生じる可能性がある。この点について、次の違法行為の発生に特に注意すべきであると考ええる。

1. 資質を有しないにもかかわらず、測絵活動に従事すること

例えば、測絵資質または資格を有しないにもかかわらず、GPS 機能を持つカメラ、携帯電話または信号受信、測位機能などを備えたその他のデバイスを使用して地理情報データを収集することや、地図データを加工すること³⁰などが考えられる。

なお、外国企業または外国人が当該行為を行った場合には、測絵法第 51 条によって処罰され、在中国の外資企業が当該行為を行った場合には、測絵法第 55 条第 1 項によって処罰される。また、在中国の外資企業については、仮に従業員が独断で行った場合であっても、測絵法第 59 条に基づき、「その者が在籍する組織に対して違法所得の 2 倍以下の過料」が科される可能性がある。

＜公開事例：モンゴル国公民 A 氏が新疆において不法に測絵を行った事例³¹>

2016 年 3 月、モンゴル国公民 A 氏が、新疆阿勒泰地区での旅行中に、ハンディ GPS 受信機を使用して新疆内の複数の地理座標の位置情報を収集したところ、A 氏が法により許可を得ていない状況において中国の地理情報座標データを無断で収集したとして、測絵法旧第 7 条（現第 8 条）に違反するとされた。2016 年 9 月、新疆阿勒泰地区測絵地理情報局は、測絵法第 51 条の規定に基づき、A 氏に対し、違法な測絵行為の停止命令、測絵成果および測絵手段の没収、1 万元の過料の併科との行政処罰を下した。

³⁰ 前述の「測絵の定義」（二. 第 1 の 1 (2)）でも言及したが、近時、地図と連動させて便利なサービス・機能を、ユーザーに提供するアプリケーション等が盛んに開発されているが、その際、アプリケーション等で使用する中国の地図のデータを加工する場合、当該行為が、測絵に該当すると判断される可能性があるので注意が必要である。

³¹ URL：http://www.sbsm.gov.cn/zwgk/xzcf/201706/t20170601_388139.shtml

2. 問題のある地図（電子地図を含む）を使用すること

例えば、宣伝物または企業のウェブサイトにおいて、中国国内における企業のネットワークの分布状況を示すために、中国の地図を使用することがあるかと思われるが、その際、測絵地理情報行政主管部門の審査を受けていない地図、または測絵資質を有しない機構が作成した地図を使用してしまうことが考えられる。

このような行為は、測絵法第 62 条に基づき行政処罰が与えられることになり、具体的には、「地図審査管理規定」等によって処罰される。

＜公開事例：審査を受けずに「宣伝物としての問題のある地図」を印刷・配布した事例³²>

2014 年 4 月、上海市測絵管理事務局は、ある企業（中国内資企業）が印刷・配布した宣伝物における中国の地図が、「問題のある地図」に該当するとの通報を受けた。調査の結果、当該地図は測絵地理情報行政主管部門の審査を受けていない上、中国の南海諸島、魚釣島および大正島の表示漏れなどが存在することが判明した。このため、当該企業の行為は「地図審査管理規定」第 8 条違反に該当するとして、同規定第 25 条に基づき、審査・承認を受けていない地図の使用停止命令および警告を与えるとの行政処罰が下された。

3. 備考（測絵資質を有する企業における留意点）

測絵資質を有する企業については、測絵法およびその周辺法についても一定の知識を有するので、基本的には測絵法に関する認識不足から生じる違法行為が発生する可能性は低いと考えられる。

もっとも、測絵資質は、甲、乙、丙、丁の四等級に区分され、専門範囲についても細かく分類³³されている（「測絵資質管理規定」第 4 条）。このため、仮に測絵資質を取得していたとしても、取得した測絵資質証書に基づいた測絵行為のみを行うことができる点に特に注意が必要である。これに違反した場合、測絵法第 56 条第 1 号に基づき処罰される。

³² URL : http://www.sbsm.gov.cn/zwgk/xzcf/201612/t20161225_381880.shtml

³³ 大地測量、測絵航空撮影、撮影測量および遠隔探査、地理情報システム工事、工事測量、不動産測絵、海洋測絵、地図作成、ナビゲーション電子地図製作、インターネット地図サービスに分類されている。

＜公開事例：資質範囲を超えて測絵を行った事例³⁴

2016 年 10 月、丁級測絵資質を有する組織が建物の不動産測絵プロジェクトの実施をしたところ、当該測絵の結果が 6 万 3,445.17 m²であることが判明した。これは丁級測絵資質によって行うことが可能な、「計画承認証に記載する一棟当たりの延べ床面積は 2 万 m²以下」との作業基準量を超えていた。このため、当該組織の行為は、測絵法旧第 24 条（現第 29 条）に違反しているとして、2016 年 12 月、陝西省測絵地理情報局は測絵法旧第 43 条（現第 56 条第 1 号）の規定に基づき、当該組織に対し、違法所得 6,042.36 元および測絵成果の没収、ならびに 6,042.36 元の過料の併科との行政処罰を下した。

以上

³⁴ URL : http://www.sbsm.gov.cn/zwgk/xzcf/201706/t20170601_388139.shtml